

前期分授業料特別免除申請のしおり

在學生用

鳴門教育大学
学生課 学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

II. 申請手続

- (1) 提出方法 原則、学生課学生係に本人が持参してください。
ただし、新型コロナウイルスの感染拡大状況により直接持参ができない等のやむを得ない理由の場合は、郵便（**特定記録**もしくは**簡易書留**）による提出を認めます。**特定記録**もしくは**簡易書留**によらず**発送した場合において、期限までに申請書類が学生課に届かない場合には、提出が無かったものと見なします。**発送の際、郵便局で受け取った**受領証は必ず保管**しておいてください。
- (2) 提出期限 **令和4年3月22日（火）17:15まで（郵送の場合は必着）
期限を過ぎての提出は一切受理できません。**
- (3) 受付時間 平日 8:30～17:15
- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知（5月下旬予定）し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。
- (5) 注意事項 授業料特別免除申請者は、**結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。**
納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので注意してください。
※授業料特別免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、4月の引落は行いません。
- (6) その他 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生係まで問い合わせてください。
(TEL:088-687-6119 E-mail:kousei@naruto-u.ac.jp)

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
(具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し)
- (3) 制度について記載された適用条令、要項等の写し
- (4) 封筒（長形3号）
※表面に自分の所属コース・領域又は分野、学籍番号及び氏名を記入したもの

授業料特別免除（前期分）のフローチャート

申請書類のダウンロード

<http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/002.html>

申請期限

令和4年3月22日(火)
17:15まで
(郵送の場合は必着)

学生課学生係に提出

申請書類は原則、本人が持参のこと

(※Ⅱ. 申請手続の(1) 提出方法のとおり)

書類に不備がないように注意してください。

※授業料免除の選考結果が判明するまでは、授業料の納付が猶予になります。

授業料免除を申請していても、選考結果通知書が交付される前に授業料を納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので、ご注意ください。

審査結果通知
令和4年5月下旬(予定)

学生掲示板で通知
学生課学生係窓口で通知書交付

免除不許可

免除許可

半額免除
(教員採用候補者
名簿登載期間
延長制度)

又は

全額免除
(大学院修学
休業制度)

授業料全額納付

授業料半額納付

※免除申請の結果が、不許可又は半額免除になった者は、通知後速やかに授業料を納付してください。

提出書類により取得した個人情報は、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう

関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和4年度 (前期分)・後期分)
2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること
備考 規格は、A4とする。